

特定個人情報保護評価指針の3年ごとの再検討について

1. 再検討の背景

特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号。以下「指針」という。）については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第2項において、「委員会は、個人情報の保護に関する技術の進歩及び国際的動向を踏まえ、少なくとも3年ごとに指針について再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする」とされている。令和6年4月で、前回の再検討による変更（令和3年4月施行）から3年を迎えることから、指針の再検討を行う。

2. 主な論点（案）

マイナンバーの利用場面の拡大に伴い、個人情報保護の必要性が一層高まっているところ。また、昨今、マイナンバー及びマイナンバーカードを活用したサービスを利用する国民が不安を抱くきっかけになり得る影響範囲の大きい事案が発生している。リスク対策の強化の観点も踏まえながら、より効果的・効率的な特定個人情報保護評価の実施に向けて、技術の進歩、国際的動向などを勘案し、例えば、次の事項について、指針その他の規程又は運用の見直しを検討する。また、必要なシステム改修を行う。

(1) リスク対策の強化の観点からの検討

- ・基礎項目評価の実効性の強化
- ・手作業を介在させる際のリスク対策
- ・事前対応（保護評価）・事後対応（監視・監督）のより一層の連携を踏まえた「重大事故」の定義の検討（「漏えい等報告」が必要な場合を踏まえた検討）
- ・マイナンバーガイドラインと評価書様式の連携
- ・やむを得ず事後評価を行う場合における評価の速やかな実施に向けた検討 等

(2) 評価実施機関等の事務負担軽減の観点からの検討

- ・システム等の改修による作業負担軽減（提出、公表手続等）
- ・住民等からの意見聴取の方法の柔軟化 等

3. 再検討のスケジュール（案）

令和5年8月	再検討の開始
令和5年12月頃	パブリックコメント開始
令和6年2月頃	パブリックコメントを踏まえた検討、改正内容の公表
令和6年4月頃	システム改修を伴わない指針の改正事項の施行
令和7年4月頃	システム改修を伴う指針の改正事項（様式の改正等）の施行